

前回定例会（令和4年12月7日）以降の資源エネルギー庁の動き

令和5年1月11日
資源エネルギー庁
柏崎刈羽地域担当官事務所

1. エネルギー政策全般

○電気・ガス価格激変緩和対策の実施のため、電気・ガス料金の値引きを行うことができる特例認可を行いました【12月16日】

令和4年10月28日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」では、エネルギー価格の高騰により厳しい状況にある家庭や企業の負担を軽減するため、電気・都市ガスの小売事業者などを通じて値引きを行う「電気・ガス価格激変緩和対策」が盛り込まれました。令和4年度第2次補正予算で約3.1兆円を措置しており、令和5年1月の使用分から、使用量に応じた料金の値引きを行います。

電気や都市ガスの料金プランのうち規制料金は、経済産業大臣の認可を受けた、または経済産業大臣に届け出た供給約款などに従って設定されます。そのため、値引きの実施には、定めとは異なる条件で供給を行うことの認可が必要であり、令和4年12月7日付けで電気・都市ガスの小売事業者などから経済産業大臣に対して申請があったところです。

経済産業省では、申請内容について電気事業法及びガス事業法に基づき審査を行ったところ、申請のあった特例措置を講じる必要があると認められたため、電力・ガス取引監視等委員会の意見も踏まえ、本日認可を行いました。

これにより、電気事業者及びガス事業者が、規制料金からの値引きを行うことが可能となります。なお、規制料金は、電気の販売電力量の十数%（契約数の約50%）に適用されています。認可や届出を経ることなく事業者が設定を行うことができる自由料金についても、新電力・ガス新規参入者を含む小売事業者などが電気・ガス価格激変緩和事業への参加申請を行っており、値引きの実施に向けた準備が進んでいます。

○令和4年12月17日からの大雪による災害に関して電気料金の災害特別措置の認可及び承認を行いました【12月23日】

令和4年12月17日からの大雪により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたことから、新潟県の一部地域に対し災害救助法が適用されました。

東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社及び東京電力パワーグリッド株式会社から、災害救助法適用地域

において、被災した需要家等に対する災害特別措置として、約款以外の供給条件について特別措置（料金の支払期日の延長等）を実施するために必要となる認可及び承認申請を受け、電力・ガス取引監視等委員会の意見も踏まえ、特別措置の認可及び承認を行いました。

当該災害特別措置については、災害救助法が適用された日（※1）より適用されます。また、同社の管内において、仮に今後、追加で災害救助法が適用された地域があった場合についても、当該災害特例措置の対象となります。詳しくは各社のHPを御覧ください。

○GX実現に向けた基本方針に対する御意見を募集します【12月23日】

今般、GX実行会議やその他政府の審議会等における議論を踏まえ、「GX実現に向けた基本方針」を取りまとめました。これは、今後のGX実現に向けた政策課題やその解決に向けた対応の方向性等を整理するものです。

この基本方針について、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の公募を致します。忌憚のない御意見をくださいますよう、お願い申し上げます。募集期間終了後、御意見の概要とそれについての考え方を取りまとめた上で公表する予定です（提出いただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、御了承願います。）。

※パブリックコメントの詳細及び対象資料

電子政府窓口（e-Gov）にアクセスいただき、詳細をご覧ください（<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595222084&Mode=0>）

※パブリックコメント期間

令和4年12月23日（金曜日）から令和5年1月22日（日曜日）必着

○今後の原子力政策の方向性と行動指針（案）について御意見を募集します【12月23日】

今般、「第六次エネルギー基本計画」、「原子力利用に関する基本的考え方」に則り、また、GX実行会議その他政府の審議会等における議論を踏まえ、「今後の原子力政策の方向性と行動指針（案）」を策定いたしました。

本案は、今後の原子力政策の主要な課題と、その解決に向けた対応の方向性、行動の指針を整理するものです。

本案について、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の公募をいたします。忌憚のない御意見をくださいますよう、お願い申し上げます。募集期間終了後、御意見の概要とそれについての考え方を取りまとめた上で公表する予定です（提出いただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねま

すので、御了承願います。)

※パブリックコメントの詳細及び対象資料

電子政府窓口 (e-Gov) にアクセスいただき、詳細をご覧ください (<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620222029&Mode=0>)

※パブリックコメント期間

令和4年12月23日(金曜日)から令和5年1月22日(日曜日)必着

○再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電事業者の公募を開始します【12月28日】

経済産業省及び国土交通省は、再エネ海域利用法における海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域である、「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」について、公募占用指針を定めましたので、これを公示し、公募を開始します。

2022年9月30日に「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」について、新たに促進区域として指定しました。並行して、国の審議会において公募評価制度の見直しを進めるとともに、2022年11月8日～12月8日の間に、これら4区域において洋上風力発電事業を行う者を公募するに当たり、公募占用指針を定めるため、パブリックコメントを実施したところです。

今般、パブリックコメントを経て、公募占用指針を定めましたので、これを公示し、当該区域において洋上風力発電事業を行うべき者を選定するための公募を開始します。

受付開始：2022年12月28日(水曜日)

受付締切：2023年6月30日(金曜日)17時00分

○IAEAは東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の安全性レビューのうち、「IAEAによる独立したサンプリング、データの裏付け及び分析活動」に関する報告書を公表しました【1月4日】

IAEAは、12月29日、2021年に開始した東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の安全性に関するレビューに関連して、「IAEAによる独立したサンプリング、データの裏付け及び分析活動」に関する報告書を公表しました。本報告書は、IAEAのデータの裏付けに関する活動について記載したものであり、今後、分析結果がまとまった際には改めて報告書が公表されます。

ALPS処理水の安全性に関するIAEAレビューは、IAEAとの間で2021年7

月に署名された付託事項（TOR）に沿って実施されています。IAEA レビューは、原子力分野の専門機関である IAEA の職員及び国際専門家からなる IAEA タスクフォースにより、ALPS 処理水の放出前・中・後にわたり実施されます。

本報告書では、主に ALPS 処理水の海洋放出に関連する放射性物質に関するモニタリング、環境モニタリング及び職業上の放射線防護に係る技術的な能力の分析及び裏付けに関する IAEA の活動計画等について記されています。

日本政府は、報告書に記載された計画に沿って、厳正で透明性のあるレビューを受けていきます。引き続き、IAEA レビューを通じて国際的な安全基準に照らした確認を継続し、安全確保に万全を期していく予定です。

経済産業省は、IAEA によるレビュー結果を踏まえながら安全を大前提に処理水の海洋放出に向けた取組を進めます。

（１）IAEA のプレスリリース（英文）

<https://www.iaea.org/newscenter/pressreleases/new-report-details-iaeas-independent-checks-of-treated-water-discharge-from-fukushima-daiichi>

（２）IAEA の報告書（英文）

https://www.iaea.org/sites/default/files/22/12/3rd_alps_report.pdf

○エネこれ（スペシャルコンテンツ）

（１）電力の需給バランスを調整する司令塔「アグリゲーター」とは？【12月9日公開】

（２）ダイヤモンド・レスポンスの活用で広がる、電力需給調整の新ビジネス【12月16日公開】

（３）「節電プログラム」で、特典をゲットしながら無理なくおトクにダイヤモンド・レスポンス！【12月28日公開】

<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/>
（当事務所でも紙媒体で配布しています）

●資源エネルギー庁メールマガジン（配信登録）

<https://www.enecho.meti.go.jp/about/ailmagazine/>

●統計ポータルサイト（エネルギーに関する分析用データ）

<https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/analysis/>

2. 電気事業関連

○第35回原子力小委員会【12月8日】

第35回は、原子力政策に関する検討事項について、報告、議論が行われました。

○第57回電力・ガス基本政策小委員会【12月20日】

第57回は、(1) 小売電気事業の在り方等について、(2) 電力制度の再点検結果を踏まえた今後の電力政策の方向性について、(3) 電力システムの更なる検討課題について、報告、議論が行われました。

※今後の電力政策の報告性について 中間とりまとめ(案)の概要

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/057_04_01.pdf

※今後の電力政策の報告性について 中間とりまとめ(案)

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/057_04_02.pdf

○第73回制度検討作業部会【12月21日】

第73回は、(1) ベースロード市場について、(2) 需給調整市場について、(3) 予備電源について、(4) 容量市場について、(5) 長期脱炭素電源オークションについて、(6) 非化石価値取引について報告、議論が行われました。

○第6回高速炉開発会議(持ち回り開催)【12月22日】

第6回は、(1) 戦略ロードマップ改訂案の概要、(2) パブリックコメントの結果概要、(3) 戦略ロードマップ(改訂案)について報告、議論が行われました。

3. 新エネ・省エネ関連

○第7回アンモニア等脱炭素燃料政策小委員会合同会議【12月13日】

第7回は、(1) 水素・アンモニアの商用サプライチェーン支援制度について、(2) 中間整理(案)について、報告、議論が行われました。

○第3回次世代の分散型電力システムに関する検討会【12月14日】

第3回は、需給調整市場における機器個別計測・低圧リソースの活用について、報告、議論が行われました。

○第10回荷主判断基準WG【12月22日】

第10回は、改正省エネ法を踏まえた荷主制度の対応について報告、議論が行われました。

○第4回工場等判断基準WG【12月23日】

第4回は、改正省エネ法制度に基づく措置について報告、議論が行われました。

○第20回バイオマス持続可能性WG【12月23日】

第20回は、(1) 新規燃料候補に係る持続可能性の確認方法について、(2) ライフサイクルGHGに係る確認手段について、(3) 調達価格等算定委員会への報告について、報告、議論が行われました。

○第48回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会【12月27日】

第48回は、(1) 電力ネットワークの次世代化、(2) 再エネ予測誤差に対応するための調整力確保費用について報告、議論が行われました。

○アンモニア等脱炭素燃料政策小委員会合同会議 中間整理【1月4日】

中間整理

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/suiso_seisaku/pdf/20230104_1.pdf

中間整理 概要

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/suiso_seisaku/pdf/20230104_2.pdf

4. その他

●経済産業省 新型コロナウイルス関連支援策（随時更新）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

（以上）

GX 実現に向けた基本方針 ～今後 10 年を見据えたロードマップ～

令和 4 年 12 月 22 日

GX 実行会議

1. はじめに

世界規模で異常気象が発生し、大規模な自然災害が増加するなど、気候変動問題への対応は今や人類共通の課題となっている。カーボンニュートラル目標を表明する国・地域が増加し世界的に脱炭素の機運が高まる中、我が国においても 2030 年度の温室効果ガス 46%削減、2050 年のカーボンニュートラル実現という国際公約を掲げ、気候変動問題に対して国家を挙げて対応する強い決意を表明している。

このような中、2022 年 2 月には、ロシアによるウクライナ侵略が発生し、世界のエネルギー情勢は一変した。世界各国では、エネルギー分野のインフレーションが顕著となり、我が国においても電力需給ひっ迫やエネルギー価格の高騰が生じるなど、1973 年の石油危機以来のエネルギー危機が危惧される極めて緊迫した事態に直面している。エネルギー安定供給の確保は、言うまでもなく国民生活、企業活動の根幹である中、このような危機に直面し、我が国のエネルギー供給体制が脆弱であり、エネルギー安全保障上の課題を抱えたものであることを改めて認識することとなった。

過去、幾度となく安定供給の危機に見舞われてきた我が国にとって、産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換する、「グリーントランスフォーメーション」(以下「GX」(Green Transformation) という。)は、戦後における産業・エネルギー政策の大転換を意味する。

既に欧米各国は、ロシアによるウクライナ侵略を契機として、これまでの脱炭素への取組を更に加速させ、国家を挙げて発電部門、産業部門、運輸部門、家庭部門などにおける脱炭素につながる投資を支援し、早期の脱炭素社会への移行に向けた取組を加速している。欧州連合(以下「EU」という。)では、10 年間に官民協調で約 140 兆円程度の投資実現を目標とした支援策を定め、一部の EU 加盟国では、これに加えて数兆円規模の対策も講じている。また、米国では、超党派でのインフラ投資法に加え、2022 年 8 月には 10 年間で約 50 兆円程度の国による対策(インフレ削減法)を定めるなど、欧米各国は国家を挙げた脱炭素投資への支援策、新たな市場やルール形成の取組を加速しており、GX に向けた脱炭素投資の成否が、企業・国家の競争力を左右する時代に突入している。

周囲を海で囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国では、脱炭素関連技術に関する研究開発が従来から盛んであり、日本企業が技術的な強みを保有する分野も多い。こう

した技術分野を最大限活用し、GXを加速させることは、エネルギーの安定供給につながるるとともに、我が国経済を再び成長軌道へと戻す起爆剤としての可能性も秘めている。民間部門に蓄積された英知を活用し、世界各国のカーボンニュートラル実現に貢献するとともに、脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、日本の産業競争力を再び強化することを通じて、経済成長を実現していく必要がある。

GXの実現を通して、2030年度の温室効果ガス46%削減や2050年のカーボンニュートラルの国際公約の達成を目指すとともに、安定的で安価なエネルギー供給につながるエネルギー需給構造の転換の実現、さらには、我が国の産業構造・社会構造を変革し、将来世代を含む全ての国民が希望を持って暮らせる社会を実現すべく、GX実行会議における議論の成果を踏まえ、今後10年を見据えた取組の方針を取りまとめる。

今後、今回取りまとめる「基本方針」について幅広く意見を聴くプロセスを経るとともに、次期通常国会に、GX実現に向けて必要となる関連法案を提出する。

2. エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXに向けた脱炭素の取組

(1) 基本的考え方

ロシアによるウクライナ侵略によるエネルギー情勢のひっ迫を受け、G7をはじめとする欧米各国では、各国の実情に応じたエネルギー安定供給対策を講じており、足元のエネルギー分野のインフレーションへの対応として、様々なエネルギー小売価格の高騰対策を講ずるとともに、再生可能エネルギーの更なる導入拡大を行いつつ、原子力発電の新規建設方針を表明するなど、エネルギー安定供給確保に向けた動きを強めている。

一方で、国内では、電力自由化の下での事業環境整備、再生可能エネルギー導入のための系統整備、原子力発電所の再稼働などが十分に進まず、国際的なエネルギー市況の変化などと相まって、2022年3月と6月に発生した東京電力管内などの電力需給ひっ迫に加え、エネルギー価格が大幅に上昇する事態が生じ、1973年のオイルショック以来のエネルギー危機とも言える状況に直面している。

安定的で安価なエネルギー供給は、国民生活、社会・経済活動の根幹であり、我が国の最優先課題である。今後GXを推進していく上でも、エネルギー安定供給の確保は大前提であると同時に、GXを推進することそのものが、エネルギー安定供給の確保につながる。

将来にわたってエネルギー安定供給を確保するためには、ガソリン、灯油、電力、ガスなどの小売価格に着目した緊急避難的な激変緩和措置にとどまることなく、エネルギー危機に耐え得る強靱なエネルギー需給構造に転換していく必要がある。

そのため、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、需要サイドにおける徹底した省エネルギー、製造業の燃料転換などを進めるとともに、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り越えるためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用する。

福島復興はエネルギー政策を進める上での原点であることを踏まえ、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉や帰還困難区域の避難指示解除、福島イノベーション・コースト構想による新産業の創出、事業・なりわいの再建など、最後まで福島の復興・再生に全力で取り組む。その上で、原子力の利用に当たっては、事故への反省と教訓を一時も忘れず、安全神話に陥ることなく安全性を最優先とすることが大前提となる。

GXの実現を通して、我が国企業が世界に誇る脱炭素技術の強みを活かして、世界規模でのカーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、新たな市場・需要を創出し、日本の産業競争力を強化することを通じて、経済を再び成長軌道に乗せ、将来の経済成長や雇用・所得の拡大につなげることが求められる。

こうした基本的考え方に基づき、これまでのGX実行会議などにおける議論を踏まえ、以下の取組を進める。

(2) 今後の対応¹

1) 徹底した省エネルギーの推進、製造業の構造転換（燃料・原料転換）

省エネルギー（以下「省エネ」という。）は、エネルギー使用量の削減を通じた脱炭素社会への貢献のみならず、危機にも強いエネルギー需給体制の構築にも資するため、家庭・業務・産業・運輸の各分野において、改正省エネ法等を活用し、規制・支援一体型で大胆な省エネの取組を進める。

企業向けには、複数年の投資計画に切れ目なく対応できる省エネ補助金を創設するなど、中小企業の省エネ支援を強化する。エネルギー診断や運用改善提案を行う省エネ診断事業を拡充し、中小企業の経営者に対する支援を強化する。

家庭向けには、関係省庁で連携して、省エネ効果の高い断熱窓への改修など住宅の省エネ化に対する支援について、統一窓口を設けワンストップ対応により強化するなど、国民の協力や取組を自然な形で促すとともに、それが国民の快適なライフスタイルとして定着し得るような制度的対応を進める。電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金も活用しつつ、自治体における、地域の実情を踏まえた、省エネ家電の買い替え支援の取組を後押しする。

改正省エネ法に基づき、大規模需要家に対し、非化石エネルギー転換に関する中長期計画の提出及び定期報告を義務化し、産業部門のエネルギー使用量の4割²を占める主要5業種（鉄鋼業・化学工業・セメント製造業・製紙業・自動車製造業）に対して、国が非化石エネルギー転換の目安を提示する。また、省エネ法の定期報告情報の

¹ 2021年10月に閣議決定した第6次エネルギー基本計画においては、2030年度の温室効果ガス46%削減、2050年のカーボンニュートラル実現を目指す上でも、安定的で安価なエネルギーの供給を確保することは日本の国力を維持・増強するために不可欠であるとの前提の下、「再生可能エネルギーについては、主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組み、水素・CCUS（Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage）については、社会実装を進めるとともに、原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する」ことを明記している。

第6次エネルギー基本計画では、2050年カーボンニュートラル実現という野心的な目標の実現を目指す上で、あらゆる可能性を排除せず、利用可能な技術は全て使うとの発想に立つことが我が国のエネルギー政策の基本戦略であることを示しており、今回、ここに改めて示すエネルギー安定供給の確保に向けた方策は全て、この第6次エネルギー基本計画の方針の範囲内のものであり、この方針に基づき「あらゆる選択肢」を具体化するものである。

² 省エネ法定期報告書（2021年度報告）より、主要5業種を主たる事業として報告している者等の事業者全体のエネルギー使用量を足し合わせて推計。

任意開示の仕組みを新たに導入することで、事業者の省エネ・非化石エネルギー転換の取組の情報発信を促す。加えて、水素還元製鉄等の革新的技術の開発・導入や、高炉から電炉への生産体制の転換、アンモニア燃焼型ナフサクラッカーなどによる炭素循環型生産体制への転換、石炭自家発電の燃料転換などへの集中的な支援を行う。

ディマンドリスポンスについては、これに活用可能な蓄電池や制御システムの導入支援、改正省エネ法におけるディマンドリスポンスの実績を評価する枠組みの創設等を通じ、更なる拡大を図る。

2) 再生可能エネルギーの主力電源化

脱炭素電源として重要な再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら、S+3Eを大前提に、主力電源として最優先の原則で最大限導入拡大に取り組み、関係省庁・機関が密接に連携しながら、2030年度の電源構成に占める再生可能エネルギー比率36～38%の確実な達成を目指す。

このため、直ちに取り組む対応として、太陽光発電の適地への最大限導入に向け、関係省庁・機関が一体となって、公共施設、住宅、工場・倉庫、空港、鉄道などへの太陽光パネルの設置拡大を進めるとともに、温対法等も活用しながら、地域主導の再エネ導入を進める。また、出力維持に向けた点検・補修などのベストプラクティスの共有を図る。

FIT/FIP制度について、発電コストの低減に向けて、入札制度の活用を進めるとともに、FIP制度の導入を拡大していく。さらに、FIT/FIP制度によらない需要家との長期契約により太陽光を導入するモデルを拡大する。

再エネ出力安定化に向け、蓄電池併設やFIP制度の推進による、需給状況を踏まえた電力供給を促進する。

洋上風力の導入拡大に向け、地元理解の醸成を前提とした案件形成を加速させるため、「日本版セントラル方式」を確立するとともに、早期運転開始の計画を評価するインセンティブ付けを行うなど、洋上風力公募ルールの見直しを踏まえ、2022年中を目処に公募を開始する。加えて、陸上風力について関係する規制・制度の合理化に向けた取組を進めつつ、地域との共生を前提に更なる導入を進める。

中長期的な対策として、再エネ導入拡大に向けて重要となる系統整備及び出力変動への対応を加速させる。系統整備の具体的対応策として、全国大での系統整備計画(以下「マスタープラン」という。)に基づき、費用便益分析を行い、地元理解を得つつ、既存の道路、鉄道網などのインフラの活用も検討しながら、全国規模での系統整備や海底直流送電の整備を進める。地域間を結ぶ系統については、今後10年間程度で、過去10年間と比べて8倍以上の規模で整備を加速すべく取り組み、北海道からの海底

直流送電については、2030年度を目指して整備を進める。さらに、系統整備に必要な資金調達を円滑化する仕組みの整備を進める。

出力変動を伴う再生可能エネルギーの導入拡大には、脱炭素化された調整力の確保が必要となる。特に、定置用蓄電池については、2030年に向けた導入見通しを策定し、民間企業の投資を誘発する。定置用蓄電池のコスト低減及び早期ビジネス化に向け、導入支援と同時に、例えば家庭用蓄電池をはじめとした分散型電源も参入できる市場構築や、蓄電池を円滑に系統接続できるルール整備を進める。

長期脱炭素電源オークションを活用した揚水発電所の維持・強化を進めるとともに、分散型エネルギーリソースの制御システムの導入支援によりデマンドリスポンスを拡大することや、余剰電気を水素で蓄えることを可能とするための研究開発や実用化を進めることなど、効果的・効率的に出力変動が行える環境を整える。

太陽光発電の更なる導入拡大や技術自給率の向上にも資する次世代型太陽電池（ペロブスカイト）の早期の社会実装に向けて研究開発・導入支援やユーザーと連携した実証を加速化するとともに、需要創出や量産体制の構築を推進する。

浮体式洋上風力の導入目標を掲げ、その実現に向け、技術開発・大規模実証を実施するとともに、風車や関連部品、浮体基礎など洋上風力関連産業における大規模かつ強靱なサプライチェーン形成を進める。

太陽光パネルの廃棄について、2022年7月に開始した廃棄等費用積立制度を着実に運用するとともに、2030年代後半に想定される大量廃棄のピークに十分対応できるよう、計画的に対応していく。

適切な事業規律の確保を前提に、地域共生型の再エネ導入拡大に向け、森林伐採に伴う影響など災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可取得を再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法上の認定申請要件とするなどの制度的措置を講ずる。また、既設再エネの増出力・長期運転に向けた追加投資を促進する制度的措置も講ずる。

再エネの更なる拡大に向け、安定的な発電が見込める、地熱、中小水力やバイオマスについても、必要となる規制や制度の不断の見直しを行うなど、事業環境整備を進め、事業性調査や資源調査、技術開発など、それぞれの電源の特性に応じた必要な支援等を行う。

3) 原子力の活用

原子力は、出力が安定的であり自律性が高いという特徴を有しており、安定供給とカーボンニュートラル実現の両立に向け、脱炭素のベースロード電源としての重要な

役割を担う。このため、2030年度電源構成に占める原子力比率20～22%の確実な達成に向けて、安全最優先で再稼働を進める。

着実な再稼働を進めていくとともに、円滑な運営を行っていくため、地元の理解確保に向けて、国が前面に立った対応や事業者の運営体制の改革等を行う。具体的には、「安全神話からの脱却」を不断に問い直し、規制の充足にとどまらない自主的な安全性向上、地域の実情を踏まえた自治体等の支援や防災対策の不断の改善等による立地地域との共生、手段の多様化や目的の明確化等による国民各層とのコミュニケーションの深化・充実に取り組む。

将来にわたって持続的に原子力を活用するため、安全性の確保を大前提に、新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・建設に取り組む。地域の理解確保を大前提に、まずは廃止決定した炉の次世代革新炉への建て替えを対象として、六ヶ所再処理工場の竣工等のバックエンド問題の進展も踏まえつつ具体化を進めていく。その他の開発・建設は、各地域における再稼働状況や理解確保等の進展等、今後の状況を踏まえて検討していく。あわせて、安全性向上等の取組に向けた必要な事業環境整備を進めるとともに、研究開発や人材育成、サプライチェーン維持・強化に対する支援を拡充する。また、同志国との国際連携を通じた研究開発推進、強靱なサプライチェーン構築、原子力安全・核セキュリティ確保にも取り組む。

既存の原子力発電所を可能な限り活用するため、原子力規制委員会による厳格な安全審査が行われることを前提に、運転期間に関する新たな仕組みを整備する。現行制度と同様に、運転期間は40年、延長を認める期間は20年との制限を設けた上で、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認めることとする。

あわせて、六ヶ所再処理工場の竣工目標実現などの核燃料サイクル推進、廃炉の着実かつ効率的な実現に向けた知見の共有や資金確保等の仕組みの整備を進めるとともに、最終処分の実現に向けた国主導での国民理解の促進や自治体等への主体的な働きかけを抜本強化するため、文献調査受け入れ自治体等に対する国を挙げての支援体制の構築、実施主体である原子力発電環境整備機構（NUMO）の体制強化、国と関係自治体との協議の場の設置、関心地域への国からの段階的な申入れ等の具体化を進める。

4) 水素・アンモニアの導入促進

水素・アンモニアは、発電・運輸・産業など幅広い分野で活用が期待され、自給率の向上や再生可能エネルギーの出力変動対応にも貢献することから安定供給にも資する、カーボンニュートラルに向けた突破口となるエネルギーの一つである。特に、化石燃料との混焼が可能な水素・アンモニアは、エネルギー安定供給を確保しつつ、火力発電からのCO₂排出量を削減していくなど、カーボンニュートラルに向けたト

ランジションを支える役割も期待される。同時に、水素・アンモニアの導入拡大が、産業振興や雇用創出など我が国経済への貢献につながるよう、戦略的に制度構築やインフラ整備を進める。

大規模かつ強靱なサプライチェーンを国内外で構築するため、国家戦略の下で、クリーンな水素・アンモニアへの移行を求めるとともに、既存燃料との価格差に着目しつつ、事業の予見性を高める支援や、需要拡大や産業集積を促す拠点整備への支援を含む、規制・支援一体型での包括的な制度の準備を早期に進める。また、化石燃料との混焼や専焼技術の開発、モビリティ分野における商用用途での導入拡大を見据えた施策を加速させる。

エネルギー安全保障の観点を踏まえ、国内における水素・アンモニアの生産・供給体制の構築にも支援を行う。特に国内の大規模グリーン水素の生産・供給については、中長期を見据えてなるべく早期に実現するため、余剰再生可能エネルギーからの水素製造・利用双方への研究開発や導入支援を加速する。水素・アンモニアを海外から輸入する場合においても、製造時の温暖化ガス排出など国際的な考え方にも充分配慮するとともに、上流権益の獲得を見据えた水素資源国との関係強化を図る。

国民理解の下で、水素・アンモニアを社会実装していくため、2025年の大阪・関西万博での実証等を進めるとともに、諸外国の例も踏まえながら、安全確保を大前提に規制の合理化・適正化を含めた水素保安戦略の策定、国際標準化を進める。

5) カーボンニュートラル実現に向けた電力・ガス市場の整備

電力システム改革については、需要家の選択肢の拡大や広域的電力供給システムの形成といった成果が見られる一方、火力発電所の休廃止や原子力発電所の再稼働の遅れなどによる供給力不足や需要家保護の観点からの小売電気事業の規律強化など制度設計上の課題も存在する。

そのため、供給力確保に向けて、2024年度開始予定の容量市場を着実に運用するとともに、休止電源の緊急時等の活用を見据えた予備電源制度、長期脱炭素電源オークションを通じ、安定供給の実現や、計画的な脱炭素電源投資を後押しする。

脱炭素型の調整力確保に向けて、非効率石炭火力のフェードアウトや、よりクリーンな天然ガスへの転換を進めるとともに、発電設備の高効率化や水素・アンモニア混焼・専焼の推進、揚水の維持・強化、蓄電池の導入促進、CCS／カーボンリサイクル技術を追求める。また、マスタープランに基づき、費用便益分析を行い、地元理解を得つつ、既存の道路、鉄道網などのインフラの活用も検討しながら、全国規模での系統整備や海底直流送電の整備を進める。地域間を結ぶ系統については、今後10年間程度で、過去10年間と比べて8倍以上の規模で整備を加速すべく取り組み、北海道

からの海底直流送電については、2030年度を目指して整備を進める。さらに、系統整備に必要な資金調達を円滑化する仕組みの整備を進める。

燃料の調達に万全を期すため、事業者の調達構造の見直し、燃料融通を可能とする枠組みや平時からの戦略的に余剰となる LNG を確保する仕組み（戦略的余剰 LNG）を構築するなど燃料調達における国の関与の強化などを進める。

経済インセンティブの活用も含む都市ガス利用の節約、代替エネルギー等の活用、改正ガス事業法によって措置された国による最終的な需給調整等からなる都市ガスの需給対策により、都市ガスの十分な供給量を確保できない場合に備える。

消費者保護の観点から、小売電気事業者に対する事業モニタリングなどの規律強化のため必要な対応を行うとともに、小売電気事業者間の競争を活性化させるべく、長期・安定的な電源へのアクセス強化に向けた方策を実施する。

6) 資源確保に向けた資源外交など国の関与の強化

ロシアによるウクライナ侵略を契機に世界の LNG 供給余力がより減少するなど、世界の資源・エネルギー情勢がより複雑かつ不透明となる中、資源の大部分を海外に依存する我が国においては、化石燃料と金属鉱物資源等の安定供給確保のため、国が前面に立って資源外交を行う必要がある。

石油・天然ガス、金属鉱物資源の安定供給確保に向けて、民間企業が開発・生産に携わる海外の上・中流権益確保及び調達を支援するため、積極的な資源外交と独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）等の政府系機関を通じた LNG 確保に向けた国の支援強化の取組を進める。

また、不確実性が高まる LNG 市場の動向を踏まえ、長期間の備蓄が困難という LNG の性質を考慮し、民間企業の調達力を活かす形で、戦略的余剰 LNG を構築するなど、政策を総動員して安定供給確保を目指す。

サハリン 1、2、アークティック LNG2 などの国際プロジェクトは、エネルギー安全保障上の重要性に鑑み、現状では権益を維持する。今後とも、G7 を含む国際社会と連携しつつ、安定供給の確保に官民一体となって万全を尽くす。

アジア全体でのエネルギー安全保障を実現すべく、アジア各国と連携した上流開発投資や、有事・需給ひっ迫時などにおける LNG の相互協力体制の構築を行う。また、資源生産国への LNG 増産に向けた働きかけ等を通じ、アジア全体のエネルギー安定供給とカーボンニュートラルの実現に向けた現実的なトランジションを推進する。

地政学リスクに左右されない安定的な国産資源を確保する観点から、特にメタンハイドレートについては、引き続き可能な限り早期に成果が得られるよう、海底熱水鉱

床などと併せて、我が国で開発可能な資源について技術開発等の支援を進める。

7) 蓄電池産業

2030年の国内製造基盤 150GWh の確立に向けて、蓄電池および部素材の製造工場への投資や、DX・GXによる先端的な製造技術の確立・強化を支援するとともに、製造時の CO2 排出量の可視化制度を導入し、蓄電池製造の脱炭素化や国際競争力の向上を図る。また、2030年頃の本格実用化に向けた全固体電池の研究開発の加速等、次世代電池市場の獲得に向けた支援にも取り組む。

8) 資源循環

成長志向型の資源自律、循環経済の確立に向けて、動静脈連携による資源循環を加速し、中長期的にレジリエントな資源循環市場の創出を支援する制度を導入する。ライフサイクル全体での資源循環を促進するために、循環配慮設計の推進、プラスチックや金属、持続可能な航空燃料（以下「SAF」(Sustainable Aviation Fuel) という。)等の資源循環に資する設備導入等支援やデジタル技術を活用した情報流通プラットフォーム等を活用した循環度や CO2 排出量の測定、情報開示等を促す措置にも取り組む。

9) 運輸部門の GX

① 次世代自動車

省エネ法トップランナー制度に基づく 2030 年度の野心的な燃費・電費基準及びその遵守に向けた執行強化により、電動車の開発、性能向上を促しながら、車両の導入を支援するとともに、充電・充填設備、車両からの給電設備などの整備についても支援する。また、輸送事業者や荷主に対して改正省エネ法で新たに制度化される「非化石エネルギー転換目標」を踏まえた中長期計画作成義務化に伴い、燃料電池自動車 (FCV: Fuel Cell Vehicle)、電気自動車 (BEV: Battery Electric Vehicle) 等の野心的な導入目標を策定した事業者等に対して、車両の導入費等を重点的に支援する。

② 次世代航空機

低燃費機材の導入及び運航の改善等を進めつつ、2030年代までの実証機開発や SAF の製造技術開発・実証に取り組む。国際ルールの構築に向けた取組や、国連機関における 2050年ネットゼロ排出目標の合意の下、CO2削減義務に係る枠組を含む具体的対策の検討を引き続き主導するとともに、改正航空法に基づく航空脱炭素化推進基本方針の策定等を通じて、SAFの活用促進及び新技術を搭載した航空機の国内外需要を創出する。

③ ゼロエミッション船舶

国際海運 2050 年カーボンニュートラルの実現等に向けて、ゼロエミッション船等の普及に必要な支援制度を導入する。カーボンニュートラルの実現に向け経済的手法及び規制的手法の両面から国際ルール作り等を主導し、ゼロエミッション船等の普及促進をはじめ海事産業の国際競争力強化を推進する。

④ 鉄道

鉄道アセットを活用した再エネ導入等の促進や鉄道利用促進に係る取組を推進するとともに、省エネ・省 CO2 車両や燃料電池鉄道車両の導入、水素供給拠点となる「総合水素ステーション」の実証等を推進する。

⑤ 物流・人流

物流・人流における省エネ化や非化石燃料の利用拡大に向けた需要構造の転換を実現するため、事業用のトラック・バス・タクシー等への次世代自動車の普及促進や、再エネ関連施設の一体的な整備支援、鉄道や船舶へのモーダルシフトやドローン物流の実装等によるグリーン物流の推進、MaaS (Mobility as a Service) の実装等による公共交通の利用促進等を図る。

10) 脱炭素目的のデジタル投資

デジタル化や電化等の対応に不可欠な省エネ性能の高い半導体や光電融合技術等の開発・投資促進に向けた支援の検討を進める。

情報処理の基盤であるデータセンターについては、今後、省エネ法のベンチマーク制度の対象の拡充等により、省エネ効率の高い情報処理環境の拡大を目指す。

半導体については、継続的な生産や研究成果の社会実装を企業にコミットさせることで、GX を実現するための成長投資を行う。

11) 住宅・建築物

2025 年度までに省エネ基準適合を義務化し、2030 年度以降の新築の ZEH・ZEB 水準の省エネ性能確保やストックの性能向上のため、省エネ性能の高い住宅・建築物の新築や省エネ改修に対する支援等を強化する。あわせて、省エネ法に基づく建材トップランナーの 2030 年度目標値の早期改定・対象拡大を目指す。また、建築基準の合理化や支援等により木材利用を促進する。

12) インフラ

空港、道路、ダム、下水道等の多様なインフラを活用した再エネの導入促進やエネルギー消費量削減の徹底、脱炭素に資する都市・地域づくり等を推進する。産業や港湾の脱炭素化・競争力強化に向け、カーボンニュートラルポート（CNP）の形成推進や建設施工に係る脱炭素化の促進を図る。

13) カーボンリサイクル/CCS

① カーボンリサイクル燃料

カーボンリサイクル燃料は、既存のインフラや設備を利用可能であるため脱炭素化に向けた投資コストを抑制することができるとともに、電力以外のエネルギー供給源の多様性を確保することでエネルギーの安定供給に資する。

メタネーションについては、燃焼時の二酸化炭素排出の取扱いに関する国際・国内ルール整備に向けて調整を行い、グリーンイノベーション基金を活用した研究開発支援等を推進するとともに、実用化・低コスト化に向けて様々な支援のあり方を検討する。

SAF や合成燃料（e-fuel）については、官民協議会において技術的・経済的・制度的課題や解決策について集中的に議論を行いつつ、多様な製造アプローチ確保のための技術開発促進や実証・実装フェーズに向けた製造設備への投資等への支援を行う。

② バイオものづくり

初期需要創出のため、例えば、公共調達において、より広範にバイオ製品を利用するよう位置づける、又は、農業などの異業種展開による市場の拡大を図る。

CO₂ 原料を認証又はクレジット化等することにより、価格に適切に反映、また製造プロセス評価や再利用・回収スキームの確立など各種取組によって、バイオ製品利用にインセンティブを付与する。

③ CO₂ 削減コンクリート

市場拡大に向けて、CO₂ を削減する効果のあるコンクリート製造設備等に対して導入支援の実施や需要喚起策の検討を進める。

製造時のコンクリート内 CO₂ 量の評価手法を確立するとともに、全国で現場導入が可能な技術から国の直轄工事等において試行的適用を進め、今後技術基準等に反映しながら現場実装に繋げる。

④ CCS

2030年までのCCS事業開始に向けた事業環境を整備するため、模範となる先進性のあるプロジェクトの開発及び操業を支援するとともに、現在進めている法整備の検討について早急に結論を得て、制度的措置を整備する。

14) 食料・農林水産業

「みどりの食料システム戦略」及び「みどりの食料システム法」等に基づき、脱炭素と経済成長の同時実現に資する農林漁業における脱炭素化、吸収源の機能強化、森林由来の素材を活かしたイノベーションの推進等に向けた投資を促進する。

3. 「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現・実行

(1) 基本的考え方

国際公約達成と、我が国の産業競争力強化・経済成長の同時実現に向けては、様々な分野で投資が必要となり、その規模は、一つの試算では今後10年間で150兆円を超える。こうした巨額のGX投資を官民協調で実現するため、「成長志向型カーボンプライシング構想」を速やかに実現・実行していく。具体的には、以下の3つの措置を講ずることとする。

- 「GX経済移行債」（仮称）等を活用した大胆な先行投資支援（規制・支援一体型投資促進策等）
- カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブ
- 新たな金融手法の活用

また、GX投資をはじめとする大規模な脱炭素投資を実現するためには、民間事業者の予見可能性を高めることが必要であり、そのため国が長期・複数年度にわたるコミットメントを示すと同時に、規制・制度的措置の見通しなどを示すことが必要となる。そのため、国として、産業競争力強化・経済成長及び排出削減の同時実現に向けた総合的な戦略を定め、GX投資が期待される主要分野において、各分野における新たな製品などの導入目標や、新たな規制・制度の導入時期などを一体的な「道行き」として示す。これを更に産業界や専門家も交えて、進捗評価・分析や必要な見直しを進めていく。

さらに、「成長志向型カーボンプライシング構想」の早期具体化及び実行に向けて、必要となる法制上の措置を盛り込んだ法案を次期通常国会に提出する。なお、関連の制度の一部は将来導入することを踏まえ、その実施のために必要となる詳細な規定の一部については、必要な議論・検討を行った上で、2年以内に措置する。

(2) 「GX 経済移行債」(仮称)を活用した大胆な先行投資支援(規制・支援一体型投資促進策)

1) 基本的考え方

今後10年間で150兆円を超えるGX投資を官民協調で実現していくためには、国として長期・複数年度にわたり支援策を講じ、民間事業者の予見可能性を高めしていく必要がある。そのため、新たに「GX 経済移行債」(仮称)を創設し、これを活用することで、国として20兆円規模の大胆な先行投資支援を実行する。その投資促進策は、新たな市場・需要の創出に効果的につながるよう、規制・制度的措置と一体的に講じていく。

まず、現時点で想定される投資や事業の見通しに基づき、再生可能エネルギーや原子力等の非化石エネルギーへの転換、鉄鋼・化学など製造業を始めとする需給一体での産業構造転換や抜本的な省エネの推進、そして、資源循環・炭素固定技術等の研究開発等への投資に対して、20兆円規模の国による支援を実施していく。

また、支援策を講ずる際には、個々の事業の実用化の段階、事業リスク、更には市場・製品の性質などに応じて、企業の様々な資金調達手法に即して、補助、出資、債務保証などを適切に組み合わせて実施していく。

当該支援については、まずは国が意志を持ってそのポートフォリオを戦略的に策定していく必要がある一方で、支援事業の効果測定や評価を踏まえ、ポートフォリオの見直しを柔軟に実施していく必要もある。

したがって、支援分野の優先順位付け、支援対象事業の選定等においては、技術や市場の見通し、事業の効果などの要素を検討するとともに、定期的に支援事業の進捗評価・分析を行い、支援継続の要否などを確認するためのチェック機能を設ける。支援対象については、こうした機能を通じて柔軟に見直しを行う。

2) 「GX 経済移行債」(仮称)

国として長期・複数年度にわたり投資促進策を講ずるために、カーボンプライシング導入の結果として得られる将来の財源を裏付けとした20兆円規模の「GX 経済移行債」(仮称)を、来年度以降10年間、毎年度、国会の議決を経た金額の範囲内で発行していく。

また、「GX 経済移行債」(仮称)については、これまでの国債(建設国債、特例国債、復興債等)と同様に、同一の金融商品として統合して発行することに限らず、国際標準に準拠した新たな形での発行も目指して検討する。そのためには、

①市場における一定の流動性の確保、②発行の前提となる民間も含めたシステム上の対応、③調達した資金の支出管理（支出のフォローアップ、レポート作成等）等の難しい課題を解決し、国際的な認証を受けて発行していくことが必要となる。このため、関係省庁による検討体制を早期に発足させる。

「GX 経済移行債」（仮称）により調達した資金は、GX に向けた投資促進のために支出することを明確化するべく、本基本方針に基づく国による GX 投資の一環として先行的に措置した予算を含めて、エネルギー対策特別会計で区分して経理する。また、償還については、カーボンニュートラルの達成目標年度の 2050 年度までに終える設計とする。

3) 国による投資促進策の基本原則

国による投資促進策の基本原則としては、効果的に GX 投資を促進していく観点から規制・制度的措置と一体的に講じていくことに加え、従来のようにエネルギー消費量の抑制や温室効果ガス排出量の削減のみを目的とするものとは異なり、受益と負担の観点も踏まえつつ、民間のみでは投資判断が真に困難な案件であって、産業競争力強化・経済成長及び排出削減のいずれの実現にも貢献する分野への投資を対象とする。

こうした基本原則を踏まえ、国による支援については、以下の条件を満たすものを対象とする。

基本条件

- I. 資金調達手法を含め、企業が経営革新にコミットすることを大前提として、技術の革新性や事業の性質等により、民間企業のみでは投資判断が真に困難な事業を対象とすること
- II. 産業競争力強化・経済成長及び排出削減のいずれの実現にも貢献するものであり、その市場規模・削減規模の大きさや、GX 達成に不可欠な国内供給の必要性等を総合的に勘案して優先順位をつけ、当該優先順位の高いものから支援すること
- III. 企業投資・需要側の行動を変えていく仕組みにつながる規制・制度面の措置と一体的に講ずること
- IV. 国内の人的・物的投資拡大につながるもの（資源循環や、内需のみの市場など、国内経済での価値の循環を促す投資を含む）を対象とし、海外に閉じる設備投資など国内排出削減に効かない事業や、クレジットなど目標達成にしか効果が無い事業は、支援対象外とすること

上記の原則に加え、産業競争力強化・経済成長に係るA～Cの要件と、排出削減に係る1)～3)要件の双方について、それぞれ一つずつを満たす類型に適合する事業を支援対象候補として、優先順位付けを行う。

産業競争力強化・経済成長

- A. 技術革新性または事業革新性があり、外需獲得や内需拡大を見据えた成長投資
- B. 高度な技術で、化石原燃料・エネルギーの削減と収益性向上（統合・再編やマークアップ等）の双方に資する成長投資
- C. 全国規模の市場が想定される主要物品の導入初期の国内需要対策（供給側の投資も伴うもの）

排出削減

- 1) 技術革新を通じて、将来の国内の削減に貢献する研究開発投資
- 2) 技術的に削減効果が高く、直接的に国内の排出削減に資する設備投資等
- 3) 全国規模で需要があり、高い削減効果が長期に及ぶ主要物品の導入初期の国内需要対策

(3) カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブ

1) 基本的考え方

カーボンプライシングは、炭素排出に値付けをすることにより、GX関連製品・事業の付加価値を向上させるものである。一方で、代替技術の有無や国際競争力への影響等を踏まえて実施しなければ、我が国経済に悪影響が生じるおそれや、国外への生産移転（カーボンリーケージ）が生じることに鑑み、直ちに導入するのではなく、GXに集中的に取り組む期間を設けた上で導入することとする。

また、当初低い負担で導入し、徐々に引き上げていくこととした上で、その方針を予め示すことにより、GX投資の前倒しを促進することが可能となる。こうしたカーボンプライシングの特性を上手く活用することで、事業者にはGXに先行して取り組むインセンティブを付与する仕組みを創設する。

これらを、国による20兆円規模の先行投資支援や新たな金融手法の活用とともに実行することで、官民協調での150兆円を超えるGX投資につなげることとする。

具体的なカーボンプライシングの制度設計については、多排出産業を中心に、企業毎の状況を踏まえた野心的な削減目標に基づき、産業競争力強化と効率的かつ効果的な排出削減が可能となる「排出量取引制度」を導入するとともに、多排出産業

だけでなく、広く GX への動機付けが可能となるよう、炭素排出に対する一律のカーボンプライシングとしての「炭素に対する賦課金」を併せて導入することとする。

また、これらのカーボンプライシングは、エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入することを基本とする。具体的には、今後、石油石炭税収が GX の進展により減少していくことや、再エネ賦課金総額が再エネ電気の買取価格の低下等によりピークを迎えた後に減少していくことを踏まえて導入することとする。

2) 今後の対応

① 「排出量取引制度」の本格稼働

2023 年度から試行的に開始する、GX リーグにおける「排出量取引制度」は、参加企業のリーダーシップに基づく自主参加型である。企業が自主的に目標設定することで、企業に説明責任が発生し、強いコミットメント・削減インセンティブが高まるという観点から、削減目標の設定及び遵守についても、企業の自主努力に委ねることとする。

参画企業の自主性に重きを置く中で、制度に係る公平性・実効性を更に高めるため、2026 年度の「排出量取引制度」本格稼働以降、更なる参加率向上に向けた方策や、政府指針を踏まえた削減目標に対する民間第三者認証、目標達成に向けた規律強化（指導監督、遵守義務等）などを検討するとともに、「排出量取引制度」の進捗を踏まえ、更なる発展に向けた検討を進める。

なお、「排出量取引制度」は、市場機能を活用することで効率的かつ効果的に排出削減を進めることが可能となる一方、市場価格が変動するため、取引価格に対する予見可能性が低い点が課題となるとの指摘もある。このため、諸外国の事例を踏まえ、中長期的に炭素価格を徐々に引き上げていく前提で、上限価格と下限価格を適切に組み合わせて、その価格帯を予め示すことで、取引価格に対する予見可能性を高め、企業投資を促進する制度設計を行う。

価格帯は、GX に向けて行動変容を促す効果や、2023 年度からの創設を目指すカーボン・クレジット市場での取引価格、国際的な炭素価格等も踏まえ、排出量取引市場が本格稼働する 2026 年度以降に設定することとし、予見性を高めるために、5 年程度の価格上昇の見通しを定めつつ、経済情勢の変動等を踏まえ、一定の見直しを可能とする。

こうした将来的な発展を見据え、2023 年度から、国及び GX リーグ参画企業が連携し、必要なデータ収集や知見・ノウハウ蓄積、政府指針の検討等を行っていく。

また、「排出量取引制度」に参画する多排出企業を中心に、規制・支援一体型投資促進策の考え方にに基づき、「GX 経済移行債」（仮称）による支援策を連動させていくことを検討する。

② 発電事業者に対する「有償オークション」の段階的導入

排出量削減に向けたインセンティブを強化し、カーボンニュートラルを実現するためには、電化と合わせた電力の脱炭素化が重要となる。このため、発電部門で有償オークションを適用する EU 等の諸外国の事例を踏まえ、再エネ等の代替手段がある発電部門を対象とし、排出量の多い発電事業者（電気事業法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者）に対する「有償オークション」の段階的導入を実施する。

具体的には、発電事業を行うに当たって取得する必要がある排出量に相当する排出枠をオークションの対象とし、排出量の見通しや発電効率（ベンチマーク）等を基礎に、企業の GX の移行状況等を踏まえ、まずは排出枠を無償交付し、段階的に減少（有償比率を上昇）させる。

また、段階的導入の開始時期については、「炭素に対する賦課金」と同様、エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入するため、再エネ賦課金総額がピークアウトしていく想定を踏まえて 2033 年度とする。あわせて、効率的な政策体系を目指し、既存の高度化法等との関係整理を行う。

③ 「炭素に対する賦課金」の導入

多排出産業だけでなく、広く GX への動機付けが可能となるよう、炭素排出に対する一律のカーボンプライシングとしての「炭素に対する賦課金」を導入することとする。具体的には、代替技術の有無や国際競争力への影響等を踏まえて実施しなければ、我が国経済に悪影響が生じるおそれや、国外への生産移転（カーボンリーケージ）が生じることに鑑み、直ちに導入するのではなく、GX に集中的に取り組む 5 年の期間を設けた上で、2028 年度から導入する。化石燃料の輸入事業者等を対象に、当初低い負担で導入した上で徐々に引き上げていくこととし、その方針を予め示すことで、民間企業による GX 投資の前倒しを促進する。

また、本制度の適用範囲については、既存の類似制度における整理等を踏まえ、適用除外を含め必要な措置を当分の間講ずることを検討するとともに、排出量取引制度における「有償オークション」と「炭素に対する賦課金」については、同一の炭素排出に対する二重負担の防止など、必要な調整措置の導入を検討する。

加えて、エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入していくことを基本とし、「排出量取引制度」の取引価格が最終的には市場で決定さ

れること等も踏まえて、炭素に対する賦課金の水準等を決定できる制度設計とする。

④ カーボンプライシングの実施等を担う「GX 経済移行推進機構」（仮称）の創設

排出量取引制度の運営や負担金・賦課金の徴収等（先行投資支援の一部を含む）に係る業務を実施する機関として、「GX 経済移行推進機構」（仮称）を創設する。排出量取引制度と炭素に対する賦課金制度との「ハイブリッド型」のカーボンプライシングを導入するため、両制度に関する調整・管理及び徴収業務を、本機構が一体的に実施する。また、2026年度の「排出量取引制度」本格稼働に向けて、本制度に係る各種実務を円滑に進め、中長期にわたり産業競争力強化と効率的かつ効果的な排出削減の両立が可能な形で制度を安定的に運営するため、排出実績や取引実績の管理、有償オークションの実施、取引価格安定化に向けた監視等を実施する。

(4) 新たな金融手法の活用

1) 基本的考え方

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、今後10年間で官民150兆円超のGX投資を実現するためには、「GX 経済移行債」（仮称）による国の支援と合わせて、民間金融機関や機関投資家等による積極的なファイナンスが必要となる。

2050年カーボンニュートラル実現という目標に向けて、グリーン・ファイナンスの拡大に加えて、多排出産業によるトランジションの取組に対する投資家・金融機関の資金供給は不可欠であるため、トランジション・ファイナンスに対する国際的な理解醸成へ向けた取組を強化していく。

同時に、GX分野の中には、大規模かつ長期的な資金供給が必要である一方、技術や需要の不透明性が高く、民間金融だけではリスクをとりきれないケースも存在するため、公的資金と民間資金を組み合わせた金融手法（ブレンデッド・ファイナンス）の確立が重要である。

加えて、我が国は気候関連財務情報開示タスクフォース（以下「TCFD」（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）という。）賛同数が世界一を誇るなど、企業の積極的な情報開示により、産業と金融の対話を進めてきている。今後、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」（International Sustainability Standards Board）という。）等の議論も踏まえて、気候変動情報の開示も含めた、サステナブルファイナンス全体を推進するための環境整備も図る。

2) 今後の対応

① GX分野における民間資金の呼び込み

(グリーン分野)

グリーンボンドガイドライン等におけるグリーン性の判断基準の更なる明確化に向けたグリーンな資金使途の例示の拡充や、市場関係者の協力の元での資金調達者を対象としたプッシュ型の発行促進を行う新たなプラットフォームの構築を行うなど、グリーン・ファイナンスの国内市場発展のために必要な環境を整備する。

(トランジション分野)

国際的なトランジション・ファイナンスに対する理解醸成に向けた取組を強化すべく、トランジション・ファイナンスの適格性・信頼性の担保に向けた取組が必要となる。トランジション・ファイナンスにおいても、分野別技術ロードマップの充実などを行い投資家にとって魅力的なプロジェクトであることを示すことで、資金調達の拡大を図る必要がある。

特に、GFANZ (Glasgow Financial Alliance for Net Zero) 傘下の金融アライアンスに賛同する投資家・金融機関は、2050年までにファイナンスド・エミッション含めて自社の排出量をネットゼロとすることが求められており、開示方法等によっては、自らのファイナンスド・エミッションを増加させる多排出産業に対する資金供給を躊躇することともなりかねない。このため、ファイナンスド・エミッションに関する国際的な算定・開示方法等を踏まえつつ、トランジション・ファイナンスが積極的に評価されるための枠組みの検討を進める。また、複数社での連携を後押しする競争政策上の対応についても、関係省庁・産業界で連携して引き続き検討を進める。

② 公的資金と民間資金を組み合わせた金融手法（ブレンデッド・ファイナンス）の開発・確立

事業会社のGX投資と民間金融による資金供給を促進するためには、様々なリスクに対する適切な対応が必要であり、国による中長期の政策ロードマップの提示等を通じて将来の予見可能性を高めることにより民間投資を促進することに加えて、リスクに応じて、公的資金と民間資金をうまく組み合わせることで、全体として脱炭素技術の社会実装を加速化していくことが重要である。

欧米では、これまでに対処したことの無い不確実性を克服するため、公的

機関と民間機関が、案件毎にリスクに応じて、補助金、出資、債務保証などの財政支援と金融手法を提供する方向でGX投資促進策を整備しつつあり、我が国においても、GX投資を新たなアセットクラスと認識して、産業の国際競争力の強化も意識した上で、新たなファイナンス手法を開発・確立していくことが必要である。

現状においては、GX関連技術、金融、気候変動政策等の知見を有する人材群が十分存在しているとはいえないため、こうした新たなファイナンス手法の開発・実行をするためには、官民で知見や経験を共有して協働するための体制整備をしていく。

具体的には、公益性・公平性・中立性を持った公的機関である「GX経済移行推進機構」（仮称）が、必要に応じて、案件関係者（事業者、公的・民間金融機関等、技術開発支援を行った国立研究開発法人等、機関投資家、弁護士や会計士等の専門家等）を集め、各主体におけるリスク許容度をヒアリング・分析し、民間金融機関等が取り切れないリスク（通常の投融資よりも長期の期間、莫大な資金量等）を特定した上で、GX技術の社会実装段階における金融手法によるリスク補完策（債務保証等）を検討・実施していく。この際、民間金融機関に加え、株式会社日本政策金融公庫や株式会社日本政策投資銀行、株式会社産業革新投資機構、株式会社脱炭素化支援機構などの公的金融機関等とも連携しつつ、民間投資の拡大を図る。

③ サステナブルファイナンスの推進

2021年6月のコーポレートガバナンス・コード改訂により、プライム市場上場企業にはTCFD開示等が求められ、これらの取組により、日本のTCFD賛同社数は世界一となっている。他方、開示の内容面は発展途上であり、企業自らの経営戦略に即した実践的な開示を促進することが重要である。このために、TCFDコンソーシアムを通じた人材育成プログラムの提供など、更なる開示支援を行う。

また、脱炭素を含めた非財務情報開示、特にサステナビリティ情報の開示について注目が集まるとともに、重要性が高まっており、国際的にはISSBにおける議論も進んでいる。有価証券報告書にサステナビリティ情報の記載欄を設けることとしており、必要な府令改正等の手続きを進める。

加えて、下記を含むサステナブルファイナンス推進策を進め、GX分野における資金供給の更なる拡大を図る。

（ESG 市場拡大のための市場機能の発揮）

グリーンやトランジションの客観性確保等に向け、2022年12月に策定した ESG 評価機関等の行動規範の遵守を進めるとともに、グリーンウォッシュが懸念される ESG 投信に係る監督指針を 2022 年度末までに策定する。

(金融機関の機能発揮)

金融機関向けの気候変動ガイダンスを 2022 年 7 月に公表したことに加えて、産業のトランジションを金融面から支援するための金融機関と企業の対話のあり方等を含め、金融機関による企業の脱炭素化支援を推進するため、2023 年 6 月までに金融機関と企業との対話のためのガイダンスを策定する。

(分野横断的な取組)

社会課題の解決に向けたインパクト投資について、脱炭素化に向けたイノベーションへの資金供給のあり方等を含め検討を行い、2023 年 6 月までにインパクト投資に係る基本的指針を取りまとめる。

4. 国際展開戦略

(1) 基本的考え方

気候変動問題への対応という人類共通の課題に対応するには、世界各国が足並みを揃えてカーボンニュートラルに向けた取組を進めていく必要がある。現在、各国では、それぞれの事情に応じた脱炭素化に向けた取組が進められているところであり、我が国としては、世界規模での GX の実現に貢献すべく、クリーン市場の形成やイノベーション協力を主導していく。

また、世界の排出量の半分以上を占めるアジアの GX の実現に貢献すべく、「アジア・ゼロエミッション共同体」(AZEC) 構想を実現していくことにより、地域のプラットフォームを構築し、様々な支援と政策協調を行い、アジア各国と共に、エネルギー・トランジションを一層後押しし、エネルギー安全保障を確保しながら、現実的な形で脱炭素に向けた取組を進める。

我が国は、グローバル及びアジアでの取組を共に展開することで、世界の脱炭素化に貢献していく。

(2) 今後の対応

世界の脱炭素化に貢献すべく、日本企業の技術を活かしてグローバルなクリーン市場の創設に寄与するとともに、アジアにおける今後増大するエネルギー投資を賄うべく、必要なファイナンス支援等を行っていく。

1) グローバル

グリーン製品の普及のための国際評価手法の確立を進めることで、グリーン鉄やグリーンプラスチック、省エネ製品などの価値が適切に評価される市場形成を進める。

また、企業による社会全体の温室効果ガス削減への貢献を評価し、こうした評価が価値として認識され、資金リソースが動員されるようにするため、企業の削減貢献を評価する新たな価値軸の構築などを進めていく。

2) アジア

アジアにおいては、今後の膨大なエネルギー投資を賄うべく、再エネを含むクリーンエネルギー・プロジェクトの組成を加速させる。その一環として、アジア各国の実情を踏まえ、持続的な経済成長、エネルギー安全保障、気候変動対策に配慮する形で「アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ」(AETI)を通じ、カーボンニュートラルに向けたロードマップ策定支援、アジア・トランジション・ファイナンス・ガイドライン等に基づくトランジション技術・プロジェクトへのファイナンスの後押し、脱炭素技術等に係る人材育成支援等を進める。

また、株式会社国際協力銀行 (JBIC) や株式会社日本貿易保険 (NEXI)、JOGMEC、独立行政法人国際協力機構 (JICA) などの政府系機関を活用し、公的なファイナンス支援を行う。さらに、二国間クレジット制度 (JCM) について、パートナー国の更なる拡大や実施体制強化に加え、CCS 等の大規模プロジェクトの実施に向けた検討等を進めながら、活用の推進を図る。加えて、「日 ASEAN 気候変動アクション・アジェンダ 2.0」の取組も推進していく。

5. 社会全体の GX の推進

(1) 公正な移行

1) 基本的考え方

「公正な移行」(Just Transition)は、2009年のCOP15で国際労働組合総連合(ITUC: International Trade Union Confederation)が提唱した概念であり、我が国においてGXを推進する上でも、公正な移行の観点から、新たに生まれる産業への労働移動を適切に進めていくことが重要となる。化石燃料関連産業から低炭素産業への円滑な労働移動を支援することは、国民の生活・雇用を確保するとともに、我が国の経済成長にも資するものであり、国として必要な支援を行う。

2) 今後の対応

2022年10月に閣議決定された総合経済対策等も踏まえ、3年で4,000億円の人への投資の政策パッケージを5年で1兆円まで大幅に拡充した。成長分野等への労働移動の円滑化支援、在職者のキャリアアップのための転職支援等を通じて、新たなスキルの獲得とグリーン分野を含む成長分野への円滑な労働移動を同時に進めることで、公正な移行を後押ししていく。

(2) 需要側からのGXの推進

1) 地域・くらしのGX

地域金融機関や地域の企業等との連携の下、地域特性に応じて、各地方公共団体の創意工夫を生かした産業・社会の構造転換や脱炭素製品の面的な需要創出を進め、地域・くらしの脱炭素化を実現する。

このため、地球温暖化対策計画に基づき、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、2025年度までに少なくとも100カ所の脱炭素先行地域を選定し、各府省庁の支援策も活用することで、GXの社会実装を後押しする。また、地域脱炭素に向けた「重点対策」を実施し、地域脱炭素を加速化していくため、政府による財政的な支援も活用し、地方公共団体は、公営企業を含む全ての事務及び事業について、地域脱炭素の基盤となる重点対策(地域共生・裨益型の再生可能エネルギー導入、公共施設等のZEB化、公用車における電動車の導入等)を率先して実施するとともに、企業・住民が主体となった取組を加速する。「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしをつくる国民運動」等を通じ、国民・消費者の行動変容・ライフスタイル変革を促し、需要を喚起する。

2) カーボンフットプリント等の排出量の見える化を含めた新たな需要創出策

グリーン製品の市場拡大やイノベーション促進のための需要創出が、GXの実現に向けては鍵となる。既に市場に一定程度普及している低炭素製品については、官民による調達を更に拡大するため、カーボンフットプリント、環境ラベルの活用等を進めるほか、グリーン購入法等において調達すべき製品の判断基準や算定方法等について、見直し、検討を行う。また、革新的技術・製品の需要創出のためには、

製品・技術の革新性や調達実現に対するインセンティブ付与など、購入主体等の特性を踏まえつつ、需要を拡大するための適切な方策を検討する。

さらに、サプライチェーン全体での排出削減と製品・産業の競争力強化の観点から、カーボンフットプリントの算定等に関するガイドラインを、2022年度内を目途に策定し、ガイドラインに準拠して算定等されたグリーン製品の官民による調達を推進する。

(3) 中堅・中小企業のGXの推進

1) 基本的考え方

我が国の産業競争力の強みの一つはサプライチェーンにある。競争力を維持・強化する中でカーボンニュートラルを実現するため、大企業のみならず中堅・中小企業も含めたサプライチェーン全体でのGXの取組が不可欠である。

また、我が国の雇用の約7割を支える中小企業は、日本全体の温室効果ガス排出量のうち約2割程度を占めており、2050年カーボンニュートラルの実現に向けても、中堅・中小企業のGXは極めて重要である。

このため、決して中堅・中小企業を取り残すことなく、社会全体のGXに向けた取組を推進していく。具体的には、中小企業等のGXの取組は、カーボンニュートラルへの対応策について知る、自社の排出量等を把握する(測る)、排出量等を削減する、といった取組段階に応じた支援やサプライチェーンにおける脱炭素化の推進が重要である。加えて、中小企業等の取組をサポートする支援機関の人材育成や支援体制の強化、サプライチェーンで連携した取組支援や情報発信の強化、グリーン製品市場の創出などを推進していく。

2) 今後の対応

中小企業基盤整備機構におけるオンライン相談窓口の設置や脱炭素経営に係る取組事例の作成等を通じて、カーボンニュートラルへの対応策を知るための支援、省エネ診断事業の強化や中小企業も簡易に排出量算定が行えるようにするための国の電子報告システムの改修等による排出量等の見える化(測る)支援、省エネ・省CO₂を促進する設備投資支援による排出量等の削減支援を推進していく。また、グリーンに資する革新的な製品の開発やグリーン分野への展開を支援していく。

また、中小企業等の取組を中小企業支援機関や地域金融機関等からプッシュ型で支援する体制を構築するため、支援機関向けの講習会の実施や脱炭素化支援に関する資格の認定制度を創設することなどによる支援機関等の人材育成を支援する。加えて、支援機関に対してカーボンニュートラル関連施策の情報提供、地域ぐ

るみでの支援体制の構築等を通じた支援機関の体制強化を進めていく。

さらに、下請中小企業振興法の「振興基準」に下請事業者の脱炭素化に係る取組を追加したことや、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大を進めることにより、中堅・中小企業も含めたサプライチェーン全体での脱炭素化の取組を促進していく。

6. GXを実現する新たな政策イニシアティブの実行状況の進捗評価と見直し

エネルギーの安定供給の確保を大前提とした上で、成長志向型カーボンプライシング構想をはじめとする、GXを実現するための新たな政策イニシアティブを実行していくに当たっては、官民でのGX投資の進捗状況、グローバルな動向や経済への影響なども踏まえて、「GX実行会議」等において進捗評価を定期的を実施し、それを踏まえて必要な見直しを効果的に行っていく。また、その旨を次期通常国会に提出する法案に明記し、確実に実行していく。

今後の原子力政策の方向性と行動指針（案）

令和4年12月23日
原子力関係閣僚会議

1. 本指針の位置づけと福島復興に向けた取組

第六次エネルギー基本計画（令和3年10月閣議決定）では、
「2050年カーボンニュートラルを実現するために、（中略）原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していく。こうした取組など、安価で安定したエネルギー供給によって国際競争力の維持や国民負担の抑制を図りつつ2050年カーボンニュートラルを実現できるよう、あらゆる選択肢を追求する。」

とされている。この記載に即しつつ、エネルギー需給を巡る国内外の状況変化も踏まえ、GX実行会議その他の政府の審議会等において、原子力政策の具体化に向けた議論が進められてきた。

また、原子力委員会における議論を経て策定された原子力利用に関する基本的考え方（パブリックコメント案）¹では、

「我が国としても、安全性確保が大前提という認識の下、S+3Eをバランスよく達成し、エネルギー供給における自己決定力を確保するために、CO2などの温室効果ガスを発電時に排出せず、準国産エネルギーとも言われる原子力エネルギーの活用を図っていくことが非常に重要である。原子力のエネルギー利用に際しては、上述のように、安全性確保が大前提という認識の下、人類の英知を結集し、安全性向上の努力を継続すること、さらには、使用済燃料対策、核燃料サイクル、放射性廃棄物の最終処分、廃炉などいわゆるバックエンド問題や革新炉の開発・建設の検討に伴って出てくる新たな課題等からも目を背けることなく、国民と丁寧コミュニケーションを図りつつ、国・業界が取り組んでいく強い決意を改めて示すことが必要である。その上で、円滑に事業を進めていくために、原子力エネルギー業界が抱える事業の経済性・予見性の低下、原発の建設及び製造の現場の空白期間の継続並びに再稼働の遅れ等に伴うサプライチェーンの劣化や人材不足などの具体的な課題に取り組んでいくべきである。」
等とされている。

上述の第六次エネルギー基本計画及び原子力利用に関する基本的考え方の記載に則り、並びにGX実行会議その他の政府の審議会等における議論の内容を踏まえて、今後の原子力政策に係る主要な課題と、その解決に向けた対応の方向性、そして政府

¹ 令和4年第50回原子力委員会にて提示（今後、パブリックコメント等の手続を経て委員会決定予定）

及び原子力事業者（以下「事業者」という。）等の関係者による行動の指針を整理する。

政府及び事業者等の関係者は、可能なものから早期に、指針に示した内容の実行に向けたアクションを具体化していくものとする。なお、本指針については、今後の状況変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていくこととする。

その際、第六次エネルギー基本計画にあるとおり、「福島復興はエネルギー政策を進める上での原点」であることを忘れてはならない。政府及び事業者等の関係者は、

「被災された方々の心の痛みにしっかりと向き合い、寄り添い、最後まで福島の復興・再生に全力で取り組むことは、これまで原子力を活用したエネルギー政策を進めてきた政府の責務である。この取組なくしては、今後のエネルギー政策に対する国民の信頼回復はなし得ず、この認識を経済産業省のみならず政府として、確実に後の世代に引き継いでいく必要がある。その上で、今後も原子力を活用し続ける上では、「安全神話」に陥って悲惨な事態を防ぐことができなかったという反省を一時たりとも忘れてはならない。」

との方針を堅持し、今後とも福島復興及びその前提となる東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水・処理水対策に全力で取り組む。

まず、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉は、国が前面に立ち、「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づき、2041～2051年までの廃止措置完了を目標に、国内外の叡智を結集し着実に取組を進める。その際、使用済燃料プール内の燃料、燃料デブリ及び固体廃棄物などリスクの起源となる放射性物質への対処を着実に行うための技術開発や、人材の確保・育成を含む体制構築を行う。また、中長期的な廃炉現場のニーズに対応するために、海外の知見を取り込み、大学等の基礎・基盤的な研究開発や研究人材の育成を推進する。

その中で、多核種除去設備等で放射性物質を浄化処理してタンクに保管している水（以下「ALPS 処理水」という）の処分は、廃炉を着実に進める上で先送りできない課題。これまで専門家が、風評影響など社会的な観点も含めた総合的な議論を6年以上重ねてきた結果等を踏まえ、厳格な安全性の確保や風評対策の徹底を前提に、福島第一原子力発電所においてALPS 処理水の海洋放出を行う方針を決定した。処理水の安全性確保や風評払拭に向けたあらゆる対策に取り組むとともに、風評影響を受けるおそれのある漁業者等への丁寧な説明など、理解が得られるよう取り組む。

また、これらの取組と併せて、帰還困難区域の避難指示解除についても、令和4年も葛尾村、大熊町、双葉町の特定復興再生拠点区域の避難指示解除がなされたところ、今後、残る浪江町、富岡町、飯館村についても令和5年春頃の避難指示解除を目指し、取組を進めていく。その上で、2020年代をかけて帰還意向のある住民の方々

が全員帰還できるよう、特定復興再生拠点区域外についても避難指示解除の取組を進める。将来的には、帰還困難区域の全ての避難指示解除を実現すべく、責任を持って取り組む。

避難指示が解除された地域については、被災事業者の事業・なりわいの再建や、新産業の創出、交流人口の拡大や大阪・関西万博での情報発信等の復興に向けた取組を進める。併せて、東京電力福島第一、第二原子力発電所事故により被害を受けた方々が一日でも早く安心して安全な生活を取り戻せるよう、原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針を踏まえ、関係者が連携して、引き続き迅速・公平・適正な原子力損害賠償を進めていく。

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉と福島復興は政府の最重要課題であり、引き続き政府一丸となって必要な取組を進めていく。

2 各課題への対応の方向性と行動指針

(1) 再稼働への関係者の総力の結集

①自主的安全性向上の取組等

東京電力福島第一原子力発電所事故の最大の教訓である「安全神話からの脱却」を不断に問い直していくべく、国と事業者は、幅広い関係者と連携して、規制充足にとどまらない継続的な安全性向上に向けて、安全マネジメントの改革を進める。また、再稼働の加速に向けて、規制当局との共通理解の醸成、審査対応上の技術的課題への対応、人的リソースの確保等を進めるため、産業大の連携を強化する。

i) 産業大での連携による安全マネジメントの改革等

- ・電気事業連合会「安全マネジメント改革タスクチーム」等によるベストプラクティスの共有・横展開
- ・原子力エネルギー協議会（ATENA）による、技術的な共通課題への対応案の策定や各事業者に対する指導の強化、海外機関（米国原子力エネルギー協会等）との協働等
- ・電気事業連合会「再稼働加速タスクフォース」等による産業大での人的・技術的な相互支援、技術知見の蓄積・継承の強化
 - ・各社 CNO（Chief Nuclear Officer）や ATENA を中心とした、技術課題や安全審査・検査に係る規制当局・学会等との積極的な意見交換、共通理解の醸成

ii) 広範なステークホルダーとの双方向コミュニケーション

- ・事業者による立地地域等ステークホルダーとの双方向コミュニケーション深化、それを活用したマネジメント改善の仕組みの実装・改善
- ・国による上記取組への積極的な参画・サポート

iii) 安全対策の充実に向けた環境づくり

- ・原子力安全推進協会（JANSI）による厳格なピアレビューの充実・改善
- ・世界原子力発電事業者協会（WANO）によるピアレビューや国際原子力機関（IAEA）による安全レビューなど、国際的な安全基準を踏まえた取組の推進
- ・国による安全対策投資に資する予見可能性確保など事業環境整備の検討
- ・各原子力発電所等の警備に関する関係省庁・関係機関との間の連携体制強化の取組への事業者の協力推進

②立地地域との共生

立地地域の実情やニーズに即した地域振興支援や、新産業・雇用創出を含む将来像を国・事業者が共に描く取組など、対象地域から高い評価を得たグッドプラクティスの他地域への横展開等を進める。

また、災害に対する地域住民の不安の声や自治体の業務負担の増大等も踏まえ、人材育成を含めた自治体の取組への支援、防災対策の見直しと不断の改善に向けた官民連携等を進め、防災対策の一層の充実・強化を図る。²

i) 地域の実情を踏まえた支援の強化

- ・国の職員による、地域の理解活動や避難計画の策定・充実に向けた「地域支援チーム（仮称）」の創設等を通じたきめ細かい支援の展開
- ・地域ニーズに応じた、再エネ活用や地域資源の活用、事業・産業の創出・まちづくり等の支援
- ・立地自治体・国・事業者が協働した地域の経済・社会の将来像を描く取組の展開、その実現に向けた取組への支援強化

ii) 避難計画の策定や防災体制の充実に向けた支援の強化

- ・地域の災害対応能力の向上に向けた取組に対する、関係省庁との連携を通じた支援の強化
- ・関係自治体と国・事業者等の連携による、自治体職員等を対象としたエネルギー政策、技術・安全規制、防災等に係る最新知見の共有・理解促進の仕組みの構築
- ・関係自治体との連携による、立地自治体と国との間での、首長・幹部・管理職・担当者等の各層における定期的・実効的な意見交換機会の創出

² 避難計画の策定や防災体制の充実は、原発が稼働するか否かに関わらず必要。

③国民各層とのコミュニケーション³

エネルギー利用に関する理解・受容性を確保していくため、国や事業者等からの画一的・一方通行的な情報提供にとどまらず、コミュニケーションを行う目的、対象の再整理・明確化を行った上で、幅広い層との間での開かれた対話に向けて、コミュニケーションの手段を多様化し、質・量の強化・充実を図る。
また、こうしたコミュニケーションの内容を踏まえて、国・事業者等の取組内容に対する振り返りを継続的に行いながら、今後の改善に向けた検討に活かしていく。

- i) 国・事業者によるコミュニケーションの目的を明確にした広報活動の質的向上
 - ・ コミュニケーション・広報活動を行う目的の再整理・明確化
 - (※例：再稼働方針の理解確保に向けたエネルギー政策の説明や議論の促進/継続的な安全向上を目指したステークホルダーへの取組状況の説明や議論の促進/地域との将来像共創に向けた意見交換/電力の大消費地等も対象としたエネルギー政策全体の中での原子力の位置づけの説明や議論の促進 等)
 - ・ 年齢等の属性に応じた情報ニーズや入手経路の傾向分析、それを踏まえたコンテンツや提供手段の多様化（対面説明、WEB・SNS、新聞媒体等の複数メディアの活用）
- ii) コミュニケーション手段の多様化による広報の質・量の充実・強化
 - ・ 政策の説明会や対話型意見交換会、有識者も参画したシンポジウムの開催等、双方向のコミュニケーション・意見交換機会の深化・充実
 - ・ 複数のメディアを組み合わせた情報発信など、コミュニケーション手段の多様化
 - (※例：資源エネルギー庁ホームページに開設した分かりやすい特設ページの活用等)

³ 本項で記載する内容については、原子力発電所の再稼働のみならず、(2)～(6)の内容に係る理解確保の取組を行うに当たっても十分に留意して行うことが必要である。

(2) 運転期間の延長など既設原発の最大限活用

①運転期間の取扱いに関する仕組みの整備

原子力規制委員会により安全性が確認されなければ、運転できないことは大前提。その上で、エネルギー供給における「自己決定力」の確保、グリーントランスフォーメーションにおける「牽引役」としての貢献、安全強化に向けた不断の組織運営の改善など、利用政策の観点から、地域の理解・受容性確保や革新技術による安全性向上等の要素にも配慮しつつ、運転期間に関する仕組みを整備する。

(利用政策の観点から整理した仕組みのイメージ)

- ・ 立地地域等における不安の声や、東電福島第一原発事故を踏まえて導入された現行制度との連続性⁴、技術的な新陳代謝の確保等にも配慮して、現段階における仕組みとしては、引き続き運転期間に上限を設けることとする。
- ・ 運転期間は40年とした上で、これを超えて運転をする場合には、延長の必要性について以下の事項の認定を受けなければならないことを、条件として明確化する。
 - A：電力の安定供給の選択肢確保への貢献
 - B：電源の脱炭素化によるGX推進への貢献
 - C：安全マネジメントや防災対策の不断の改善に向けた組織運営体制の構築
- ・ 延長を認める運転期間については、20年を目安とした上で、以下の事由による運転停止期間についてはカウントに含めないこととする。
 - A：東日本大震災発生後の法制度（安全規制等）の変更に伴って生じた運転停止期間（事情変更後の審査・準備期間を含む）
 - B：東日本大震災発生後の行政命令・勧告・行政指導等に伴って生じた運転停止期間（事業者の不適切な行為によるものを除く）
 - C：東日本大震災発生後の裁判所による仮処分命令等その他事業者が予見しがたい事由に伴って生じた運転停止期間（上級審等で是正されたものに限る）
- ・ 今後、地域理解や安全向上に係る取組、次世代革新炉の開発・建設の進展や、国際的な基準の確立、安定供給に係る社会的な情勢の変化等を継続的に確認しつつ、制度に係る予見性確保等の観点から客観的な政策評価を行うこととする。また、仕組みの整備から一定の期間を経た後、必要に応じた見直しを行うことを明確化する。

⁴ 第六次エネルギー基本計画では、「東京電力福島第一原子力発電所事故を経験した我が国としては、安全を最優先し、経済的に自立し脱炭素化した再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減する。」としている。

- ・エネルギー供給における「自己決定力」の確保をはじめ、上述の観点から行われる利用政策と、科学的・技術的観点から行われる規制政策の峻別には十分配慮しつつも、制度化に向けては、政府の責任の下で総合的に対応を進めるとともに、立地地域・国民の理解確保に向けては、双方の視点から整合的でわかりやすい説明に努める。
- ・事業者は、ATENAの経年劣化知見拡充WG等の取組を通じて、産業大での技術的知見や経験の蓄積・拡充の取組を進めるとともに、自らも保全活動等に係る説明責任を積極的に果たしていく。

②設備利用率の向上

エネルギー供給における「自己決定力」の確保や、グリーントランスフォーメーションにおける「牽引役」としての貢献に資するため、安全性確保を大前提に、運転サイクルの長期化、運転中保全の導入拡大及び定期検査の効率的な実施に取り組む。

- ・ATENAによるPWRプラントの15ヶ月運転導入に向けた技術的検討、規制手続の明確化に向けた規制当局との議論
- ・事業者、電力中央研究所原子力リスク研究センター（NRRC）、ATENA等の関係者による、運転中保全の導入に向けた課題の整理、規制当局との議論
- ・事業者による、定期検査の効率的実施に向けた内外の取組の分析・良好事例の導入
- ・事業者による、保守管理の高度化と、安全性の確保に関する政府一体となった立地自治体等へのわかりやすい説明の実施

(3) 新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・建設

①開発・建設に向けた方針

将来にわたり、革新技術による安全性向上、エネルギー供給における「自己決定力」の確保、グリーントランスフォーメーションにおける「牽引役」としての貢献といった原子力の価値を実現していくため、そして足下から安全向上に取り組んでいく技術・人材を維持・強化していくためにも、安全性の確保を大前提として、新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・建設に取り組む。

その際、エネルギー利用に関する地域社会の理解・受容性の確保は大前提である。このため、震災前と比較した依存度低減という現在の方針も踏まえ、まずは廃止決定した炉の次世代革新炉への建て替えを対象として、六ヶ所再処理工場の竣工等のバックエンド問題の進展も踏まえつつ具体化を進めていく。その他の開発・建設は、各地域における再稼働状況や理解確保等の進展等、今後の状況を踏まえて検討していく。

②事業環境整備の在り方の具体化

上述①の価値実現に向けて、脱炭素電源である次世代革新炉への投資を促すため、初期費用に係る資金調達負担の大きさや回収期間の長期化、市場価格の変動に伴う中長期的な収入の予見性の低さ、バックエンド事業の不確実性などの課題の解決に向けて、海外事例も参考としつつ、実証炉に対するプロジェクトベースでの政府支援、収入の安定化に資する制度措置等、事業環境整備の検討・具体化を進める。

i) 研究開発費を含む初期投資の大きさを踏まえた支援

- ・国による、次世代革新炉の実証等を対象としたプロジェクトベースでの支援
- ・国による、資金調達負担の大きさへの対応に関する支援手段の検討
(※例：ファイナンス手法の多様化、官民のリスクシェアリングの枠組み検討 等)
- ・事業者・ATENAによる、規制当局との共通理解の醸成・改善への協働

ii) 市場価格の変動等に対応した予見性の確保

- ・国による、将来の安定供給の確保や脱炭素電源の確保等の政策趣旨に則った、原子力発電所の建設や安全対策に係る投資を対象とする電力市場制度の在り方の検討・具体化
(※例：電力市場制度の再点検の結果を踏まえた、長期脱炭素電源オークションの枠組みを活用・改善、その他の措置による、原子力を含めた計画的な脱炭素電源投資支援 等)
- ・国による、バックエンド事業に係る予見性向上に向けた措置の検討・具体化

③研究開発態勢の整備

官民のリソースを結集する態勢を構築するべく、ステークホルダーが共有できる将来見通しを確立し、具体的プロジェクトに沿った実効的な研究開発態勢を構築する。特に、一貫性を持ってシステム全体の設計・管理を実施する責任体制、「司令塔機能」の確立に向けては、過去事例の教訓や海外事例の学び等も踏まえ、建設までを見通した「具備すべき要件」を明確化・共有しつつ、枠組み作りを精力的に進める。

i) ステークホルダーが共有できる将来見通しの確立

- ・国による、次世代革新炉の開発・利用に向けた、技術ポートフォリオ・導入工程の明確化・共有、マイルストーンに基づく定期的評価と PDCA サイクルの実施
(※「革新炉開発の技術ロードマップ」の内容や進捗状況等について、今後、小委員会・革新炉WG等の場も活用して定期評価)
- ・社会ニーズを踏まえた導入工程の前倒しに向けた不断の検討
- ・事業者による、革新技術の実装の円滑化と安全向上に向けた、規制当局との共通理解の醸成・改善への協働
- ・国と学会、日本原子力研究開発機構(JAEA)、事業者等の連携による、燃料供給や核燃料サイクル、廃棄物処分などライフサイクル全体に関する長期的な整合性の確保に向けた研究・検討の推進
- ・上記の研究成果や他電源の見通し等も踏まえた、関係者による将来の原子力利用の規模等に関するシナリオの検討

ii) 具体的プロジェクトに沿った実効的な研究開発の支援

- ・国による、プロジェクトベースでの支援態勢の強化
- ・国・事業者による、米英仏等との戦略的な連携を活用した、次世代革新炉の自律的な研究開発の推進
- ・国による、核融合の戦略の策定及び関連産業の育成、研究開発の加速

iii) 研究開発プロジェクトのマネジメント機能の強化

- ・国・JAEA・事業者など関係者の協働による「司令塔機能」の創設、産業界を統括する中核企業の設定
- ・関係者の協働による、民間人材の活用推進と流動性の確保、プロジェクトマネジメント人材の登用・育成、能力発揮に向けた環境整備の検討等

<司令塔機能の要件>

- ①強力なリーダーシップによって、開発、設計から建設、安定的な運転に至るまでの一連の工程を指揮・命令できるマネジメント体制
 - ・政策目的と直結したプロジェクトの将来像を描き、対外的にも発信していくリーダーシップ
 - ・開発、建設から安定運転に至るまで、現場とは独立し、強力にプロジェクトを推進する能力
 - ・メーカー、実用化された際のエンドユーザーの知見、ノウハウを最大限活用できる協力体制
 - ・原子力発電所を安全かつ安定的に運転・管理する能力
- ② 予算制度上の制約に過度に縛られることなく、必要に応じて戦略的な予算配分を行う等、「単年度主義」や「縦割り」に陥らない長期間・分野横断の予算配分と工程管理を行う能力
- ③プロジェクトリーダーの下、立地地域との適切なコミュニケーションを維持・強化し、理解を得ながら開発を進めていく態勢

④基盤的研究開発・基盤インフラの整備及び人材育成等の取組強化

次世代革新炉の研究開発やそのための人材育成の基礎を構築していくため、JAEAを中核とする基盤的研究開発や基盤インフラの整備における今後の課題を整理し、国内の開発環境を維持・向上させる措置を講じる。

i) 基盤インフラの整備等

- ・国や JAEA 等の関係者による、今後 10 年以内に JAEA が中心になって着手すべき研究開発項目及び基盤インフラの整理
- ・国や JAEA 等の関係者による、高速実験炉「常陽」の再稼働に向けた取組や大型ナトリウム試験施設「AtheNa」の整備のほか、今後の研究開発に向けた高速中性子照射場、燃料製造施設や再処理実証施設等の整備の検討など、上記を踏まえた基盤的研究開発やインフラ整備に対する必要な支援の速やかな実施

ii) 人材育成等の取組の強化

- ・産業界のニーズも踏まえ、大学の技術的知見を蓄積・活用するため、JAEA が『知の集約拠点』として貢献

医療用ラジオアイソトープについて、原子炉や加速器により国内需要の一定割合を国内で製造し、安定的に供給することで、我が国の経済安全保障、新産業育成に貢献する。また、医療用ラジオアイソトープの利用促進に向けた研究開発の推進、研究基盤や人材、ネットワークの強化に取り組む。

i) ラジオアイソトープの一部国産化に向けた取組

- ・研究用原子炉 JRR-3・加速器を用いたモリブデン-99/テクネチウム-99m の安定供給
- ・高速実験炉「常陽」・加速器を用いたアクチニウム-225 大量製造のための研究開発強化 等

ii) 利用促進に向けた体制整備

- ・研究炉・加速器による製造のための技術開発支援
- ・人材育成の強化、国産化を踏まえたサプライチェーン強化、廃棄物の処理・処分の合理化に係る規定の整備 等

(4) 再処理・廃炉・最終処分プロセスの加速化

①再処理やプルサーマル等の核燃料サイクルの推進に向けた取組

使用済燃料の再処理について、日本原燃は六ヶ所再処理工場の新たな竣工目標実現に向けて、規制当局との緊密なコミュニケーション等により、安全審査等への対応を確実に効率的に進める。また、プルサーマルの推進や使用済燃料の貯蔵能力の拡大等に向けて、電力事業者が連携し、地元理解に向けた取組を強化するとともに、国もこうした取組をサポートし、主体的に対応する。

i) 六ヶ所再処理工場の竣工

- ・国による、工事・審査対応等の進捗や体制の随時確認、事業者に対する指導等
- ・電気事業連合会「サイクル推進タスクフォース」等を中心とした、日本原燃の審査対応に対する産業大の支援の強化

ii) プルサーマルの推進等

- ・事業者による、プルサーマルに係る地元理解の確保等に向けた取組の強化
- ・国による、プルサーマルを推進する自治体向けの交付金制度の創設
- ・国・関係者による、使用済 MOX 燃料の再処理技術の早期確立に向けた研究開発の加速、官民連携による国際協力の推進、これも踏まえた処理・処分の方策の検討
(※2030 年代後半の技術確立を目途に取り組む)

iii) 使用済燃料対策

- ・原子力事業者の連携による、貯蔵能力の拡大計画の実現に向けた取組の強化
- ・国による、地域の理解確保等に係る前面に立った主体的な対応
- ・関係者による、使用済燃料対策推進協議会等を活用した進捗状況の確認・取組加速

② 廃炉の円滑化に向けた取組

2020年代半ば以降に原子炉等の解体作業が本格化することが見込まれる中、我が国における着実かつ効率的な廃炉を実現するため、廃炉に関する知見・ノウハウの蓄積・共有や必要な資金の確保等を行うための仕組みを構築する。

また、クリアランス対象物のフリーリリースを見据えた理解活動を推進するとともに、福井県等の自治体関係者を含むリサイクルビジネスの組成と連携・協働する。

i) 廃炉全体の総合的なマネジメントや拠出金制度等の創設

- ・国及び事業者等の関係者の連携による、廃炉に関する知見・ノウハウの蓄積・共有や資金の着実な手当てを担う主体の創設
- ・国及び事業者等の関係者による、商用炉以外の原子力施設の廃止措置の円滑化に資する連携・協働

<制度措置のイメージ>

【制度を担う機能の在り方】

- ・原子炉等規制法に基づく廃止措置の実施責任が原子力事業者にあることも踏まえ、民間の発意で設立される主体が機能を担うこととしつつ、透明性・中立性の確保等の観点から、国による一定の関与・監督を行うため、当該主体は認可法人とする。
- ・主体となる認可法人は、行政コスト増大抑制の観点から、新設ではなく、業務の類似性が高い既存法人の使用済燃料再処理機構の活用を検討することとし、その場合には、業務を行う部門や経理を区分する等の適切な措置を講じるものとする。
- ・認可法人には、以下の業務を行わせることとする。
 - ①我が国全体の廃炉の総合的なマネジメント
 - ②廃炉に関する研究開発等の事業者に共通する課題への対応
 - ③廃炉のための資金の確保・管理や事業者が実施する廃炉に要する費用の支弁
- ・認可法人の適切な業務運営を確保するため、外部有識者を含む第三者委員会、国による一定の関与・監督、事業計画書等の作成・公表等の仕組みを設けるものとする。
- ・万が一、認可法人が不測の事態により業務継続が困難な状況となった場合には、国が必要な措置を講じるものとする。

【拠出金制度の在り方】

- ・ 廃炉に要する費用を含め、認可法人が行う業務全体の費用に充てるため、事業者に対して、拠出金を認可法人に拠出することを義務付ける。
- ・ 拠出金の金額の設定については、我が国全体の廃炉の長期的な見通しに照らし、必要な資金が確実に確保されるよう、将来の不確実性も踏まえた水準とした上で、国の認可にかからしめるものとする。
- ・ 現行の解体引当金制度に基づいて事業者がこれまで引き当ててきた資金は、その大半が規制料金下で回収されたものであるという料金制度上の経緯等も踏まえ、事業者の経営状況等にも配慮しつつ、認可法人の業務に支障が及ばない範囲内で、適当な期間（例えば30年間）で分割して拠出させることとする。
- ・ 認可法人が、事業者に対し、その廃炉費用の支弁を行うに当たっては、廃炉費用の適正性を確認した上で支弁するものとする。

ii) クリアランス対象物の再利用促進に向けた国及び事業者の取組

- ・ クリアランス対象物の再利用のための実証、その安全性確認や再利用方法の合理化の推進
- ・ クリアランス制度の社会定着に向けた、制度や安全面等に関する理解活動の強化
- ・ 福井県嶺南Eコースト計画等のリサイクルビジネスの組成との協働やサポートの強化

③最終処分の実現に向けた取組

最終処分事業に貢献する地域への敬意や感謝の念が社会的に広く共有されるよう、国主導での国民理解の促進や自治体等への主体的な働きかけを抜本強化するため、文献調査受け入れ自治体等に対する国を挙げての支援体制の構築、実施主体である原子力発電環境整備機構（NUMO）の体制強化、国と関係自治体との協議の場の設置、関心地域への国からの段階的な申入れ等の具体化を進める。

また、NUMO 及び事業者は連携を強化し、技術基盤の強化や地域に根ざした理解活動の推進、若年層を含む全国的な理解活動の強化など、長期的かつ着実な取組に向けた機能・活動の拡充を図る。

さらに、原子力利用国や国際機関との交流・連携の強化による共同研究や人材交流等を推進し、技術的信頼性の更なる向上等につなげる。

i) 文献調査の実施地域拡大に向けた国主導の理解活動の強化等

- ・国と NUMO・事業者の連携による情報提供等の強化

(※例：

- ・全国知事会や全国町村会、全国原子力発電所所在市町村協議会等の場の活用
- ・関心自治体等に対する、NUMO・事業者と連携した情報提供や視察、学習等の支援
- ・地域の関心に応じ、国主催の首長勉強会・交流会の開催、経済団体等への段階的な働きかけ
- ・これまでの取組状況や北海道2自治体（寿都町、神恵内村）における対話活動の状況等に係る発信を目的としたシンポジウムの開催
- ・若年層に対する、教育現場とも連携した理解促進活動の強化)
- ・NUMO と事業者による地域に根ざした理解活動の推進

ii) 技術基盤・国際連携の強化

- ・NUMO における技術基盤の強化

(※例：調査・設計・安全評価技術の向上（人材確保含む）、情報収集機能の強化等)

- ・国・NUMO の連携による国際交流・連携の強化

(※例：海外の処分場立地地域との交流機会の拡大

原子力利用国や国際機関との連携強化

NUMO による他国の処分事業主体との共同研究、人材交流等)

(5) サプライチェーンの維持・強化

①国内サプライチェーンの維持・強化

原子力関連企業の個別の実情に応じてハンズオンで積極的にサポートを行うため、地方経済産業局等と連携し、人材育成・確保支援、部品・素材の供給途絶対策、事業承継支援など、サプライチェーン全般に対する支援態勢を構築する。

i) 戦略的な原子力人材の確保・育成

- ・国による、デジタル技術の活用等のものづくり企業の技能継承支援
- ・国・産業界、「未来社会に向けた先進的原子力教育コンソーシアム」(ANEC；大学や高専等が参加)との連携による、産学官における原子力人材の育成体制拡充、「ものづくり現場スキル」の習得推進
- ・産業界における、若手技術者等の人材確保に向けた「人材スキル・ニーズ」の特定・発信
- ・事業者による相互の人材確保支援(※例：先行再稼働プラントへの運転員の派遣等)

ii) 部品・素材の供給途絶対策、事業承継

- ・プラントメーカーによる、サプライヤの実態把握・供給途絶等のリスクの事前把握態勢の構築
- ・国(地方経済産業局)による、原子力関連企業の実情把握・恒常的な情報提供、足下の経営課題へのアドバイスや支援ツールの紹介等に向けた相談窓口の設置
- ・国による、技術・事業承継への支援、供給途絶対策の推進支援

(※例：税・補助金による事業承継支援、供給途絶時の代替品活用に向けた規格作り支援 等)

②海外プロジェクトへの参画支援

次世代革新炉の開発・建設が進む場合にも、サプライヤが実際に製品調達・ものづくり等の機会を得るまでには相当程度の期間を要することも踏まえ、関連企業の技術・人材の維持に向けて、海外市場機会の獲得を官民で支援していく。

i) 海外プロジェクトへの参画態勢の構築

- ・ 国・関係機関・主要メーカー等の連携による、海外プロジェクトへの参画を目指した「炉型別チーム」の編成
- ・ 海外原子力企業に対する国内サプライヤの実績・技術的強み等の積極発信・対外交流の促進
- ・ 国・産業界の連携による、同志国との間での、信頼性の高い原子力サプライチェーンの共同構築に向けた戦略的パートナーシップの構築

ii) 海外プロジェクトへの参画支援

- ・ 国による、海外規格への対応や研究開発・性能検証に対する支援
- ・ 関係機関による、輸出ファイナンスの活用の強化
- ・ 次世代革新炉等に関する国際的な研究開発活動をターゲットとする国内企業の参画サポート

(6) 国際的な共通課題の解決への貢献

①国際連携による研究開発促進やサプライチェーンの構築等

既設炉の最大限の活用、次世代革新炉の社会実装に向けた研究開発の促進、原子力事業の予見性向上、ロシア・中国による世界市場におけるプレゼンス向上等を念頭においた強靱なサプライチェーンの構築など、原子力を利用する主要国が共通して直面する現下の課題を踏まえ、前節までに述べた各分野の行動指針に基づくアクションを通じ、率先して国際社会に貢献するとともに、同志国間での国際連携を深化させ、これらの課題の解決に協働して取り組んでいく。

- ・令和5年に日本が議長国を務めるG7関連会合等における連携強化を含む、同志国との間における国際協力の更なる深化
- ・国・事業者による、米英仏等との戦略的な連携を活用した、次世代革新炉の自律的な研究開発の推進（再掲）
- ・国・産業界の連携による、同志国との間での、信頼性の高い原子力サプライチェーンの共同構築に向けた戦略的パートナーシップの構築（再掲）

②世界の原子力安全・核セキュリティの確保に向けた取組

ロシアによる侵略によって深刻な危機に晒されているウクライナの原子力施設の安全確保等に向けた支援を始め、同志国及び国際機関との連携を通じて世界の原子力安全・核セキュリティの確保に取り組む。

- ・ウクライナにおける原子力安全・核セキュリティの確保に向けたIAEAの取組支援
- ・米国等の同志国との連携によるウクライナ及びその周辺国に対する安全で信頼性の高い原子力発電所の導入支援
- ・原子力施設の安全確保等に向けた、IAEAを含む国際社会とのさらなる連携強化